

桐生市防災情報伝達システムについて

4月1日運用開始の決定と整備工事の経過報告

無線局免許申請不備についての経過

本整備工事の中核とも言える防災行政無線のデジタル化工事について、無線整備に必要な電波法に基づく免許申請手続きの一切を、工事受注者である日本電気株式会社群馬支店（以下「NEC」という）に委任しておりましたが、NECがその申請手続きを行っていなかったことが令和4年6月に判明しました。

その後速やかに作業を停止し、電波法を所管する総務省関東総合通信局への報告などを行い、令和4年9月に本事案に対する文書注意を受けました。このことにより、締結済みの原契約期間（令和4年9月末）内での事業完了は困難となりましたが、正規申請手続きを経て当初から予定している事業内容を実現するため、市と事業者がそれぞれの立場で法令遵守および再発防止策を徹底することを前提に契約期間を延長（令和5年3月末まで）し、事業を再開しました。

その後、令和4年10月18日付けで無線局免許申請書を提出し、工事を進めるうえで必要な予備免許通知書が令和4年11月14日付けで交付されましたので、桐生市防災情報伝達システムの運用開始を令和5年4月1日といたしました。

防災情報を迅速、確実にお知らせします

市では、新里・黒保根地区で従来から運用しているアナログ方式の防災行政無線について、設備の老朽化や電波法の改正に対応するため、デジタル方式の設備への更新を進めています。

桐生市防災情報伝達システムとは、このデジタル方

式の防災行政無線を中心として、防災ラジオ、桐生ふれあいメール、新たに導入するスマートフォン用防災アプリなどのさまざまな手段により、防災情報を迅速かつ確実に、市民の皆様や来訪者にお知らせするものです。

屋外への音声伝達



防災行政無線（拡声放送）

屋内への音声伝達



防災ラジオ

個人への情報伝達



防災アプリ
桐生ふれあいメール
緊急速報メール

音声伝達補完手段

※貸与、登録には条件があります



防災行政無線（戸別受信機）



電話、ファクシミリ通知

※防災情報の入手手段の詳細は、改めてお知らせする予定です

現在、新里・黒保根地区で運用している防災行政無線は 3月1日から使用できなくなります。

防災ラジオの頒布会を開催します

新里・黒保根地区にお住まいの人は、現在ご使用の戸別受信機が、機器更新のため使用できなくなりますので、屋外スピーカー以外からの防災情報が必要な場合には、原則として防災ラジオをご利用いただくか、

携帯電話やスマートフォンなどにより桐生ふれあいメール・防災アプリをご利用いただくことになります。

新たに防災ラジオを利用する人のために、下記の日程でラジオの頒布会を開催します。

防災ラジオの頒布会

地区	頒布場所	期日	時間	仕様	費用
新里	新里支所 3 階大会議室	1月27日(金)	① 15:30 ② 18:00	現在頒布している防災ラジオと同様	1,000 円
		1月28日(土)			
黒保根	黒保根支所 2 階研修集會室	2月25日(土)	① 15:00 ② 18:00	黒保根地区限定の行政情報が受信可能	
		2月28日(火)			

※上の表の頒布会場以外でも、市役所などで随時頒布しています。
頒布場所は下記のとおりです。

現在頒布している防災ラジオと同様のもの	防災・危機管理課（市役所 3 階） 新里・黒保根支所市民生活課 境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館
黒保根地区対応のラジオ	防災・危機管理課 黒保根支所市民生活課



お支払いには
桐^{きり}ペイが
使えます

アナログ防災行政無線の回収（新里・黒保根地区のみ）

期間＝1月6日（金）～3月10日（金）※土、日、祝日を除く

時間＝午前8時30分～午後5時15分

場所＝新里・黒保根支所市民生活課および上記の頒布会場

回収するもの

- ・戸別受信機本体 ※電池の処理は各自行ってください
- ・電源コード
- ・屋外アンテナ

屋外アンテナの撤去を希望する場合は連絡を

屋外アンテナを取り外せない場合、設置したままでも特に問題はありません。

市が撤去することを希望する場合は、戸別受信機回収

の際に撤去希望である旨を窓口にてお伝えください。ただし、撤去工事は令和5年度以降の計画になりますので、ご了承ください。

問い合わせ＝防災・危機管理課防災・危機管理担当（☎内線 415）